

第150回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和4年5月13日（金）
午後1時30分から午後3時40分まで

2 開催場所

千葉県教育会館本館6階604会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、武藤敏雄委員

【職員】

堀口森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第5号までの案件について審議がなされ、全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：表土等はどのように処理されるのか。

事務局：表土については、最終的に森林に戻す際の植生基盤として活用する計画である。

委員：土砂流出量が150m³/ha/年となっているが、年2回浚渫をした土も表土と同じような扱いになるのか。

事務局：最終的に浸透池の埋戻し等に使うという計画である。

委員：クロマツがよく造成森林の植栽樹種として計画されているが、松くい虫被害があるので、苗木の抵抗性等々の基準などはあるのか。

事務局：マツノサイセンチュウ抵抗性クロマツを使用するよう緑化技術指針で定められている。

委員：現状がスギ、ヒノキのところにクロマツを植栽することは適正なのか。今までも多くの林地開発許可地でクロマツが植栽計画されているが、実際に森林に戻すことを考えたときに松くい虫被害等もある。最終的にどのような森林に戻す計画なのか。ただ植えればよいというようにしか見えない。

事務局：クロマツの方が痩せた地でも比較的成長や根付き等が早い状況であり、風等を守った上で、クヌギ等が最終的に生育するように、肥料木と合わせて広葉樹も植栽するよう指導しているところである。

委員：切土の法面勾配が45度となっているが、地質的には45度で問題ないのか。岩であれば45度で切るというのは通常であるが、現地は柔らかい土のような印象である。安全面で問題ないのか。

事務局：当該地の地層については、関東ローム層になっており、比較的締め固まった部分の砂利採取現場になっている。現地を確認した上で45度の勾配でも安全であることを確認しており、また、砂利採取部局でも現地を確認した上で問題ないと判断している。

事務局：砂利採取は、地形や土質、あるいは近くの既往の法面等を勘案して、法面の勾配を決めると審査基準で規定している。所管が産業振興部門になるので、砂利採取業者は砂利採取法の認可基準の最大45度の勾配で申請している。産業振興部局とは45度の勾配を緩くできないかどうか調整しているところであるが、整っていない。仮に、現地在45度の勾配斜面で安全性が確保できなければ、緩い角度で切り直すように事業者を指導する。斜面勾配の基準に関して、砂利採取法の認可基準の45度をもう少し緩くできないかとの調整を今後とも続けていく。

委員：雨水は事業区域外に流出することはないのか。

事務局：施工中の北側及び東側に関しては、約50cmの土えん堤を設けた状態で施工を進めるため、雨水や土砂が事業区域外に流出することがないように計画されている。

○第2号案件[【新規】土石等の採掘（残土埋立）について]

委員：有孔コルゲート管と無孔コルゲート管はどのように使い分けるのか。

事務局：有孔管については、暗渠管として盛土内に設置し、浸透した水等を集めて

外に排出するためのもので、無孔管は小段に作られた水路から集まってきた表面排水の縦排水路として設置する計画となっている。

委員：地盤改良の範囲は、緩い地盤より広めに改良するのか。

事務局：法尻よりも多めに計画されている。

委員：残土が一番高いところは地盤改良しないようだが、土圧がかかり地盤沈下をする箇所となる。地盤改良をしなくても地盤沈下を起こさないということか。

事務局：はい。表土を除去して段切りした後に盛土を施工していくため、軟弱な層は無くなる計画となっている。

委員：植栽樹種がコナラ、クヌギで、2,500本/haということだが、広葉樹でこれだけ植えるとかかなり密度としては濃いと思われる。植えただけで造成森林としては完了という考えなのであろうが、その後の保育、管理についても何か指導するのか。

事務局：維持管理については残置森林等の保全管理計画書を事業者へ提出させ、事業者若しくは土地所有者がその計画どおりに管理していくこととなる。

委員：年1回、調節池の浚渫をするとされているが、盛土をしながらどういう経路で調節池まで行って浚渫を行うのか。

事務局：進入路から調節池まで重機が通れるよう法面に車路を設置し、最後は調節池を埋戻し、重機で小段を整形しながら完了の形にする順序で計画されている。

委員：先ほどの案件や他の案件をみると、盛土と切土の違いとは思うが、流出300m³/ha/年で年1回の浚渫で大丈夫なのか。

事務局：流出土砂量を多く見込んで計算しており、なおかつ、年1回で流出してくる土砂の堆砂量を計算上確認しており、年1回、浚渫すれば問題ないということを確認している。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：砂利採取後は窪地になっているが、窪地の底地の造成森林としてクロマツを植栽樹種に選ぶのは適正なのか。元々の山であればわかるが、砂利採取をして窪地になれば、面積は相当広いと思うが、雨水等が集まってくる。

事務局：北総台地の一部は元々松林であったため、土地所有者の意向でマツを植栽する計画となっている。なお、比較的滞水しない、排水性がいい場所であるが、窪地状態に造成すると全体が池のようになるため、全く滞水しないわけではないと推測する。樹種の再検討というのも視野に入れて事業者と協議する。

事務局：本県の砂利採取については、25年や50年も経つ一時転用もあり、採取後の栄養がない土壤に植栽しなければならない厳しい状況である。表土を戻したとしてもなかなか活着しないため、砂利採取跡地の緑化試験を実施したが成績が悪く、ハンノキを植栽して先に生育させ、その下に主林木として考えているクヌギ等の広葉樹等の樹種を植栽し、森林に復元できないかなど過去に様々な試験を実施した経緯がある。砂利採取の跡地は、海岸に次いで厳しい生育環境であり、表土を戻したとしても、砂利採取跡地の全体の広い箇所は水の少ない状態となっており、目的とした広葉樹などの生育が困難な状況というところが多々あるため、マツを先に植えて、コナラ等の広葉樹を管理しながら、活着が上手く行くように試している。もし、それが駄目であれば、再度、マツをベースとして、他樹種を植栽するよう指導しながら、砂利採取跡地の緑化を成功させたいと考えているところである。将来的に、砂利採取跡地の植栽樹種の上手い組み合わせ等ができれば、あるいは、今後の経緯を見ながら優良地の植栽方法等を参考にし

ながら、砂利採取跡地の確実な緑化を普及できればと考えている。

委員：窪地は滞水しやすいため、そこにあえてマツを植えるのはいかがなものかと。もう一度樹種については再検討していただきたい。

事務局：今回の現場について、植栽樹種等を事業者にも再検討させる。

○第4号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：植栽してどのくらい経てば区域除外できるのか。

事務局：植栽して完了確認が終わったら、除外することができるようになる。

委員：そうすると、事業が終了した時点で事業者は森林の維持管理義務がなくなるということか。

事務局：林地開発許可では、完了確認する時期は植栽してすぐという制度になっている。全国的にも完了確認の時期について議論があり、林野庁で検討している。本県では、事業者が提出する残置森林等の保安全管理計画書等により、地域森林計画や市町村森林整備計画に則って植栽の維持管理等を実施するよう確認することとしており、植栽木が枯損していれば補植するよう指導して、植栽・緑化が成功するよう努めている。

委員：キリを植栽する計画となっているが、生育状況はどうか。肥料木だけに頼らず、施肥をして早めに成長させて森林に戻すやり方もなくはないと思う。特に、キリなどの初期成長のある樹種だと効果がある。

事務局：キリは3～4mほどに生育している。今後、森林を復元していくに当たり、追肥なり、良好な生育のために実施できる保育方法等はないかということをお事業者と協議していく。

委員：赤道を復元するという一方で、砂利採取するために切土をした後、同じ量の盛土する計画となっているが、盛土する土はどこから持ってくる計画なのか。

事務局：基本的には場内発生土である。足りない場合は、事業者が購入土などで必要な土量を確保する計画となっている。

委員：計画期間として令和6年6月30日までとなっているが、砂利採取で切土して、同じ量を盛土する期間としては適切なのか。

事務局：令和6年6月30日までという期間は、砂利採取の認可期間が3年認可というように決まっているところからの期間であり、関係法令と足並みを揃えていくということとなっている。砂利採取が期間延長となれば、林地開発許可の期間も延長される予定とされている。

委員：赤道を復旧するための埋戻しは現実的ではない印象である。

事務局：事業者は赤道の廃止も視野に入れて関係者と調整しており、県も廃止してもらう方向で指導している。

○第5号案件【変更】太陽光発電施設の設置について】

委員：元の計画であれば森林に戻すような計画で許可されていると思うが、太陽光発電施設に変えることは問題ないのか。

事務局：審査基準をきちんと満たしているということであれば、やむを得ないとしている。

委員：シカの食害で植栽木を単木保護したということだが、今後、植栽される造成森林についても全て単木保護するのか。

事務局：食害保護をしないと森林への復旧は難しいので、事業者には植栽木を保護してもらうよう指導する。

委員：シカの食害も増えているが、キョンの食害も大分広がっているというような報告がある。ここだけに限らず、これからは、造成森林をきちんと生育

させるためには、単木保護若しくは区域が狭ければネットで囲うといった対応が必要になる。しっかりやっていただきたい。

委員：太陽光パネルをこれだけ広い範囲に設置する計画だが、太陽光パネルの下はどのようなになるのか。

事務局：事業者からは防草シートを張るなどと聞いている。

委員：シートとなると流出率が上がると思うが、流出係数はどうか。

事務局：流出係数を0.95として計算するように事業者を指導している。

昨年の4月1日から、太陽光発電施設の設置についての審査基準を改正・施行しており、太陽光発電施設の設置については、これまでは太陽光パネル下を緑化させることで流出係数は0.6～0.7で計算させていたが、林野庁が全国的な事例を調べ、新しい許可基準として0.9～1.0と改正している。本県は、防災上安全側ということで、同様に流出係数0.9～1.0の基準で計算させており、太陽光パネル下については、裸地のままだと表面が洗掘されてしまうので、必ず伏工や緑化シート等の植生工などを施工することとして審査基準に規定している。

委員：君津市の道路側溝に放流する計画になっているが、道路側溝は君津市が改修するのか。

事務局：事業者が自費によって改修する。

委員：事業者の方で、大型の側溝に改修するということか。

事務局：はい。調節池からの放流量と道路から流下してくる雨水量、事業区域の直接放流してしまう量を含めて、全て流下できる大型のU字溝に改修するということで、事業者は君津市に道路自費工事の施工承認申請を出している。

委員：太陽光発電施設に転用された開発地は、林地開発許可が終わると、森林法の適用を受けないということか。

事務局：はい。ただし、残置森林や造成森林については、引き続き森林法の適用を受けることとなるため、好き勝手に開発ができるわけではない。